

不当な差別的取扱いをしてはならない。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第8条 府は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の保護者、後見人その他の関係者が当該障害者の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害者の補佐人として行った補佐に係るものを含む。次項において同じ。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、前項に規定する配慮をするように努めなければならない。

第2節 特定相談等

(特定相談)

第9条 障害者及びその家族その他の関係者は、知事に対し、障害者に関する次に掲げる相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

- (1) 第6条に規定する不利益な取扱いに関すること。
- (2) 第7条第1項の均等な機会及び同条第2項の不当な差別的取扱いに関すること。
- (3) 前条第1項に規定する配慮に関すること。
- (4) 第2条第4号に規定する配慮に関すること。
- (5) 当該障害者の障害を理由とする言動であって当該障害者に不快の念を起こさせるものに関すること。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第3条の虐待に関すること。

2 知事は、特定相談があったときは、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報の提供その他必要な援助を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者の調整を行うこと。

第72号議案

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例制定の件

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例を次のように定める。

平成26年3月3日提出

京都府知事 山田 啓二

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 障害者の権利利益の擁護のための施策

第1節 不利益取扱いの禁止等（第6条—第8条）

第2節 特定相談等（第9条—第13条）

第3節 不利益取扱いに関する助言又はあっせん等（第14条—第19条）

第3章 共生社会の実現に向けた施策の推進等（第20条—第25条）

第4章 雑則（第26条・第27条）

第5章 罰則（第28条）

附則

全ての者が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される社会が実現されることは、我が国だけでな

く、全ての人類の共通の思いである。

私たちの住む京都においても、府民一人ひとりが、このような思いを持って、その尊厳が重んじられるとともに、その基本的人権が尊重され、相互に思いやりの心でつながり、支え合う地域社会を築くために、先人たちによりたゆまぬ努力が重ねられてきた。

しかしながら、障害者が、障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたり、障害者に対する性別、年齢や障害の状態に応じた配慮が十分でないことなどにより、地域における安心した生活を妨げられたりしている状況が、私たちの社会には今なお存在する。

そして、こうした状況の背景には、障害者の社会参加を制約する物理的な障壁や障害に関する理解の不足から生じる誤解、偏見等の意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。

こうした状況において、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らしやすい共生社会を実現するためには、共生社会の推進に取り組むそれぞれの主体が連携及び協働をして、障害を理由として差別することその他の障害者の権利利益を侵害する行為をなくすとともに、社会的障壁を取り除き、全ての府民の障害への理解を十分に深めて、障害者の社会参加を支援する取組を推進することが必要である。

このような認識の下に、私たちは、共生社会の実現を強く念願し、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し基本理念等を定め、その取組を府、府民、事業者及び市町村、国その他の関係機関が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第2条 共生社会（全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。以下同じ。）の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (4) 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての府民の問題として認識され、その理解が深められること。
- (6) 共生社会を推進するための取組は、府、府民、事業者及び市町村、国その他の関係機関（以下「市町村等」という。）の適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下に行われること。

（府の責務）

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、共生社会を推進するための施策（以下「共生社会推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 府は、共生社会推進施策の策定及び実施に当たっては、府民、事業者及び市町村等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

（府民の責務）

第4条 府民は、基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、府が実施する共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 府及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自らの設置する施設の構造の改善及び設備の整

備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害者の権利利益の擁護のための施策

第1節 不利益取扱いの禁止等

(不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止)

第6条 府及び事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項又は第8条第1項の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした不利益な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- (1) 障害者に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を提供する場合において、当該障害者に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、当該障害者に対して、同条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させ、又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。
- (3) 障害者に医療を提供する場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。
 - ア 当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
 - イ 法令に特別の定めがある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
- (4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、当該障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(5) 障害者に教育を行う場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。

ア 当該障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。

イ 当該障害者及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せず、当該障害者が就学すべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。

(6) 多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害者の利用に供する場合において、当該障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(7) 不動産の取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(8) 障害者に情報を提供し、又は障害者から情報の提供を受ける場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。

ア 当該障害者から情報の提供を求められた場合において、当該障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 当該障害者が意思を表示する場合において、当該障害者に対して、当該障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

第7条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

2 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と